

# 一 総 論 一



## 1. 計画策定の趣旨

大月市では、平成8年（1996年）に、21世紀に向けてのまちづくりを進めるため、平成22年（2010年）度までの15年間の計画期間とした第5次総合計画を策定し市政を運営してきました。

しかし、計画策定期間を前後してバブル経済が崩壊し、その後の長引く低経済成長により、計画策定から10年を経て、その実行が難しくなってきました。

また、平成12年（2000年）4月には地方分権一括法が施行され、国と地方の関係が上下から対等へと大きく変わり、自治体には、政策面、財政面をはじめとして、市政運営において自主・自立が求められるようになりました。

さらに、人口減少時代の到来、少子・高齢化の進行、情報技術の急速な発展、多様化する市民ニーズなど、近年の自治体を取り巻く社会環境も大きく変化しています。

このような社会環境の変化のなか、本市では、激化する地域間競争に勝ち抜き、自立性の高い自治体を建設するため、「自主独立の精神をもって市政運営を図る覚悟」の自立決意に基づき、平成17年（2005年）3月、「大月市自立計画」を策定し、これまでの「管理型」から、地域を「経営」という視点に立った行政経営への転換を打ち出しています。「経営」の視点に立つということは、本市が将来にわたって生き残りをかけ、魅力あるまちづくりを進めていくために、常に市民の目線に立ってサービスを提供することであり、市民満足度の向上を目指すことにあります。そのため、行政の効率化や職員の意識改革を図るとともに、市民もまた本市全体の目線に立って行政に参画していただき、ともに協働して「自立する自治体」を目指していくこととしました。

本市を取り巻く環境が大きく変化するなか、本市の将来を見通した長期にわたる経営の基本を確立するとともに、市民参画・協働を基本としながら、市政経営の指針として、計画的で実効性のある「大月市第6次総合計画」を策定するものです。

## 2. 計画の性格と策定の視点

### (1) 計画の性格

第6次総合計画は、3つの性格を持っています。

#### 1 市の計画の最上位に位置し、すべての分野別計画の基になる計画

総合計画は、本市が行うすべての施策や事業の根拠となる最上位の計画です。分野ごとにつくられる計画も、その考え方は総合計画と整合が図られます。

#### 2 市民が行政と協働で活動を行う際、その根拠となる計画

行政が行う事業だけでなく、市民が行政と協働で公共的な活動を行う際にも活動の根拠となる計画です。協働で活動を行うときは、それが総合計画のどの目標を達成するものかを、照合、確認することが必要です。

#### 3 経営計画としての役割を果たす計画

将来像を実現するための達成目標や期間が示されるとともに、どんな考えをもって市政経営を行うのかという「行政経営の方針」も明らかにした計画です。

## (2) 計画策定の視点

### 1 まちづくりの明確なビジョン

地方分権が進み、市町村の独自性のある取り組みが展開されることにより、定住人口や交流人口、産業の振興などにおいて、ますます都市間競争が激しさを増すことが予想されます。そこで、単に将来像を描くだけでなく、その根底となる新しいまちづくりのビジョン\*を明確に打ち出し、時代や社会に対して積極的に情報発信するための計画とすることが求められています。

本計画では、本市の将来像の明確なビジョンを示し、それを実現するための基本目標を定めています。

また、地域のもつ個性や特長を損なうことなく、大月市としての一体化を促進し、ふるさと「大月らしさ」の創造を目指します。

### 2 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりのための指針

総合計画は、その理念や将来像を市民と行政が『共有』しなければ意味がありません。すべてのまちづくりを行政だけで行うことは不可能であり、適切な地域経営を進めていくために、本計画は、市民・事業者・行政などがそれぞれどのような役割を担い、どのようにかかわっていくべきかを明確に示した指針となっています。

### 3 市民がつくる将来構想検討市民会議からの基本構想の素案

市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、市民参加・市民参画による計画策定を目指しました。

そのため、広く市民の意向を把握するための市民意識調査などと併せて、地域の実情を反映するため、公募市民等による「市民がつくる将来構想検討市民会議」を設置し、その市民会議からの基本構想の素案を受け、基本構想を策定しました。

### 4 実効性の高い計画

本計画は、実現可能な施策展開を具体的に示すとともに、施策への取り組みの指針となるよう基本計画においては目標指標（数値目標）を定めています。

\*ビジョン 将来の構想、展望のこと。

### 3. 計画の構成と期間

#### 1 計画の構成

総合計画は、地方自治法により、すべての市町村で計画策定が義務づけられており、市町村の行財政運営の指針となる最上位の計画です。

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三層で構成されています。

#### 2 計画の期間

##### 【基本構想】 平成 19 年度～平成 28 年度(2007－2016)……10 年間

市政経営を総合的かつ計画的に運営するための指針となるもので、10 年間の長期を見通し、まちづくりの基本理念、将来像、目指すべきまちの姿・行政の姿（基本目標）およびそれを達成するために必要な個別目標を示しています。

##### 【基本計画】 平成 19 年度～平成 23 年度(2007－2011)……5 年間

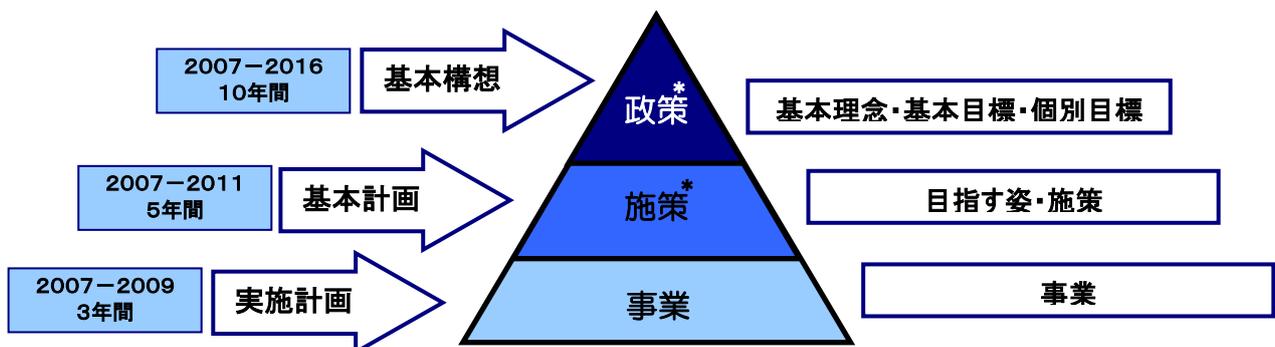
本市の将来像を実現するため、基本目標・個別目標に示す体系に基づいて、具体的な施策内容を示す5年ごとの計画とし、前期・後期に分けて作成します。

今回は、平成 19 年度を初年度とする前期基本計画とし、5年後の平成 23 年度を目標年次としています。

適切な財政見通しのもと、実効性のある計画を目指し、計画年度や適切な指標、数値目標を設定しています。

##### 【実施計画】 平成 19 年度～平成 21 年度(2007－2009)……3 年間

基本計画に示された施策の具体的な実施内容を示します。毎年度の予算編成や組織機構、人事計画等の本市の経営方針となるものです。財政状況および事業の進捗状況等を判断しながら3年ごとの計画とし、毎年度更新するものです。



\* 政策 基本的な政治の方針や方策のこと。

\* 施策 実際に取り組むべき対策のこと。